

錦町戸建て木造住宅耐震化支援事業

木造住宅の耐震化を支援します！

錦町では、今後の大地震に備え、町民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震化を行う方にその費用の一部を補助します。この機会に是非ご自宅の耐震化についてご検討をお願いします。

●各補助メニュー共通の要件

- ① 一戸建ての木造住宅で階数が3階以下のもの
 - ② 現に所有者が住んでいるもの
 - ③ 在来軸組構法、枠組壁工法、伝統的構法によって建築されたもの
 - ④ 昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - ⑤ 申請者に町税等の滞納がないこと
- ※ 要件は主要なものを抜粋しています。個別要件等の詳細についてはお問い合わせください。

●補助メニュー一覧

補助メニュー	個別要件	補助率	補助金の額
耐震診断 耐震性の有無を知る診断	平成12年5月31日以前に着工したもの	2/3 以内	最大 6.8 万円
耐震改修設計 耐震改修工事を行うための設計	「共通要件」のみ	2/3 以内	最大 20 万円
耐震改修工事※1 耐震性がある住宅に改修するための工事	耐震診断の結果、倒壊の可能性のあるもの	1/2 以内	最大 60 万円
耐震改修設計工事 耐震改修設計から耐震改修工事まで総合的に実施するもの	共通要件のみ※2	4/5 以内	最大 100 万円
耐震建替工事 耐震性がない住宅を解体し、同じ敷地で建替えるための工事	耐震診断の結果、倒壊の可能性のあるもの	4/5 以内	最大 100 万円
耐震シェルター工事 家屋が倒壊しても一定の空間を確保するための耐震シェルターの設置工事	旧耐震※3：共通要件のみ 新耐震※4：耐震診断の結果、倒壊の可能性のあるもの	1/2 以内	最大 20 万円

※1 耐震改修工事を実施するには、原則耐震改修設計が必要です。

※2 ただし、耐震改修工事については、耐震診断で倒壊の危険性がないと判断された場合は対象外。

※3 旧耐震：昭和56年5月31日以前に着工したもの。

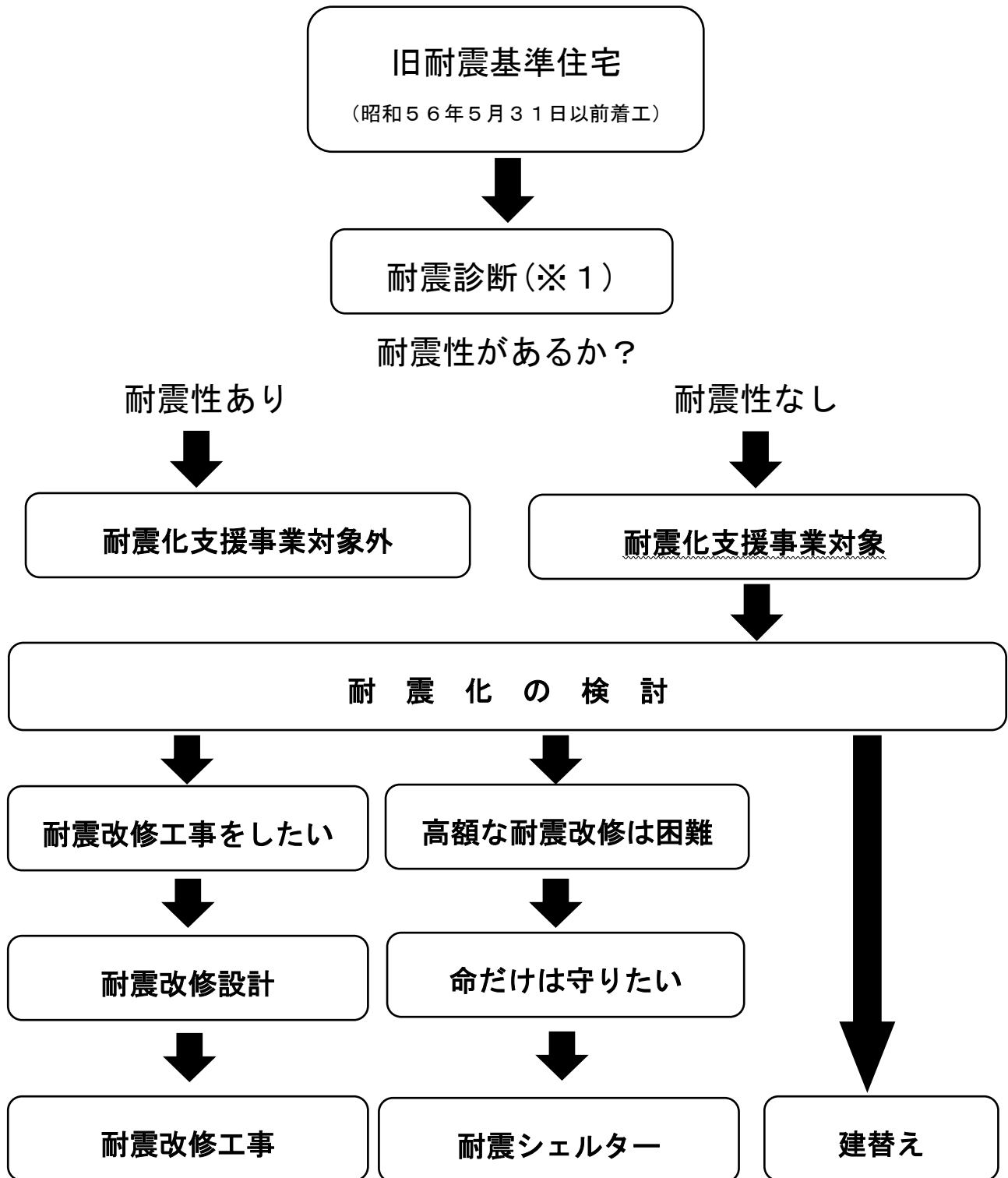
※4 新耐震：昭和56年6月1日以降に着工したもの。

受付期間：令和3年4月1日（木）～12月28日（火）（土・日・祝日を除く）

※住宅耐震化支援事業の流れは裏面参照

【ご相談・お問合せ先】 錦町役場 地域整備課 管理係 電話：38-4418

住宅耐震化支援事業の流れ



※1 耐震診断のみを行う場合は、表面に記載しているとおり木造戸建て住宅で、平成12年5月31日以前に着工したのも対象となります。耐震改修設計、耐震改修工事等を行う場合は、木造戸建て住宅で昭和56年5月31日までに工事着手したものが対象となります。

◎ 申請手続きの流れについては、錦町役場地域整備課管理係までお尋ねください。